

平成 16 年 3 月 9 日  
企業会計基準委員会

## 実務対応報告第13号

# 「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

### 公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 14 年改正商法において、委員会等設置会社では利益処分として取締役又は執行役に金銭の分配をすることができないとされたことや、業績に連動するような役員報酬が定められたことを契機に、役員賞与の会計処理を検討してまいりました。この結果、早急に考え方を示すべきであるという実務上の要請に対応して、現段階で確認できる範囲の結論を当面の取扱いとする標記の実務対応報告（以下「本実務対応報告」という。）を、平成 16 年 3 月 5 日の第 52 回企業会計基準委員会で承認しましたので公表いたします。

本実務対応報告につきましては、平成 16 年 1 月 28 日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

なお、役員賞与の会計処理については、今後、引き続き当委員会において検討する予定であります。

## **本実務対応報告の概要**

本実務対応報告は、役員賞与の会計処理に関し、現段階で結論が得られたものを当面の取扱いとして示したものである。なお、本実務対応報告では、役員退職慰労金や、いわゆるストック・オプションを含む金銭以外の支給については取り扱っていない。

### **個別財務諸表における取扱い**

- 役員賞与は、発生時に費用として会計処理することが適当であると考えられる。ただし、当面の間、これまでの慣行に従い、費用処理しないことも認められる。この場合には、利益処分により、株主総会決議時又は支給時に未処分利益の減少として会計処理される。
- なお、役員報酬は、その支出に基づいて発生した期間の費用として計上されるので、委員会等設置会社における役員への支給や監査役（会）設置会社における業績連動型報酬について、当期の職務に係るものは、次期に支給が行われる場合でも当期の費用として未払役員報酬等に計上されることとなる。

### **連結財務諸表における取扱い**

- 連結財務諸表における役員賞与の会計処理は、個別財務諸表における会計処理に準ずる。したがって、個別財務諸表上、発生時に費用として会計処理された場合には、連結財務諸表においても発生時に費用として会計処理され、利益処分として未処分利益を直接減少させた場合には、利益剰余金の減少として会計処理されることとなる。

### **中間財務諸表及び中間連結財務諸表における取扱い**

- 中間財務諸表及び中間連結財務諸表における役員賞与の会計処理は、原則として、個別財務諸表における会計処理に準ずる。
- ただし、役員賞与を費用処理しており、当該金額が事業年度の業績等に基づき算定されることとなっているため中間期において合理的に見積ることが困難な場合や、重要性が乏しいと想定される場合には、費用処理しないことができる。

### **適用時期**

- 公表日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表及び連結財務諸表又は中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表から適用する。
- なお、本実務対応報告の公表により、役員賞与を発生時に費用として会計処理することとした場合には、支給手続の変更に伴うものであるため、会計方針の変更に該当しないことに留意する。ただし、利害関係人が、企業集団又は会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項である場合には、追加情報として注記されることとなる。

(参考)

役員賞与の会計処理と株主総会招集通知(議決権の行使についての参考書類を含む。)の記載例

以下は、本実務対応報告に直接示されているものではありませんが、実務の参考に資するため、簡潔な記載例を示したものです。

[前提条件]

利益配当を50円とする。また、役員賞与を10円とし、これが費用処理されていない場合の当期末処分利益は100円とする。なお、利益準備金は、資本準備金の額とあわせて資本金の4分の1に達していないため、最低必要額(利益処分額の10分の1)を繰り入れるものとする。

1. 役員賞与を利益処分により、未処分利益の減少として会計処理する場合(これまでの慣行による場合)

第〇号議案 第×2期利益処分案承認の件(1)

利益処分案は、添付書類××に記載のとおりであります。

(利益処分案例)

当期末処分利益	100	円
これを次のとおり処分いたします。		
利益準備金	6	
配当金	50	
役員賞与金	10	
次期繰越利益	<u>34</u>	

2. 役員賞与を発生時の費用として処理し、当該支給額を株主総会決議案とする場合(役員賞与を費用として処理した場合において、当期末後の株主総会においてその役員への支給額を決議しようとする場合(本実務対応報告 1.1 また書き参照))

第〇号議案 第×2期利益処分案承認の件(1)

利益処分案は、添付書類××に記載のとおりであります。

(利益処分案例)

当期末処分利益	90	円
これを次のとおり処分いたします。		
利益準備金	5	
配当金	50	
次期繰越利益	<u>35</u>	

第〇号議案 役員賞与の支給の件(2)

当期業績の功労に報いるため、期末時の取締役 名に対し、役員賞与10円を支給したいと存じます。

- (1) 当該議案は商法第283条第1項に基づくものである。  
(2) 当該議案は商法第269条第1項に基づくものである。

以上